

印西市ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートの栞



〒270-1340

印西市中央南 1 - 4 - 1 (地域交流館 2 号館)

TEL 0476-48-5728 Fax 0476-48-5729

Eメールアドレス inzai-famisapo@roukyou.gr.jp

開所時間 火曜日～土曜日 9:00～17:00

休業日 日曜日・月曜日・祝日・年末年始 (12/28～1/4)

— 目次 —

1. ファミリーサポートセンターの概要と 相互援助について	P1
2. 援助活動の流れ	P2
3. 援助活動の主な内容	P3
4. センターからのお願い	P3
5. 報酬について	P4
6. サポートセンターを利用する上での約束事 キャンセル料金と実費について	P5
7. 援助活動に係る補償・保険について	P6
8. 印西市ファミリーサポートセンター会則	P8

1. ファミリーサポートセンターの概要

1. ファミリーサポートとは地域の中の子育ての**相互援助活動**を行うための会員組織です。現代に於いては、子育ての援助をなかなか受けられない子育て世代の方が増えてきています。そうした社会情勢の中にあって国が主導して全国的に設置を広げてきているのが「ファミリーサポートセンター」です。

2 提供会員と利用会員

- (ア) 提供会員（サポーター）：地域の子育てを支えてくださる方
- (イ) 利用会員（ママ、パパ）：地域で子育てをしている方

提供会員も利用会員も共に同じ地域で生活されている方です。センターのお客様としてではなくそれぞれが地域の主体者であり、互いに支え合うという思いを大切にしていいただければ幸いです。

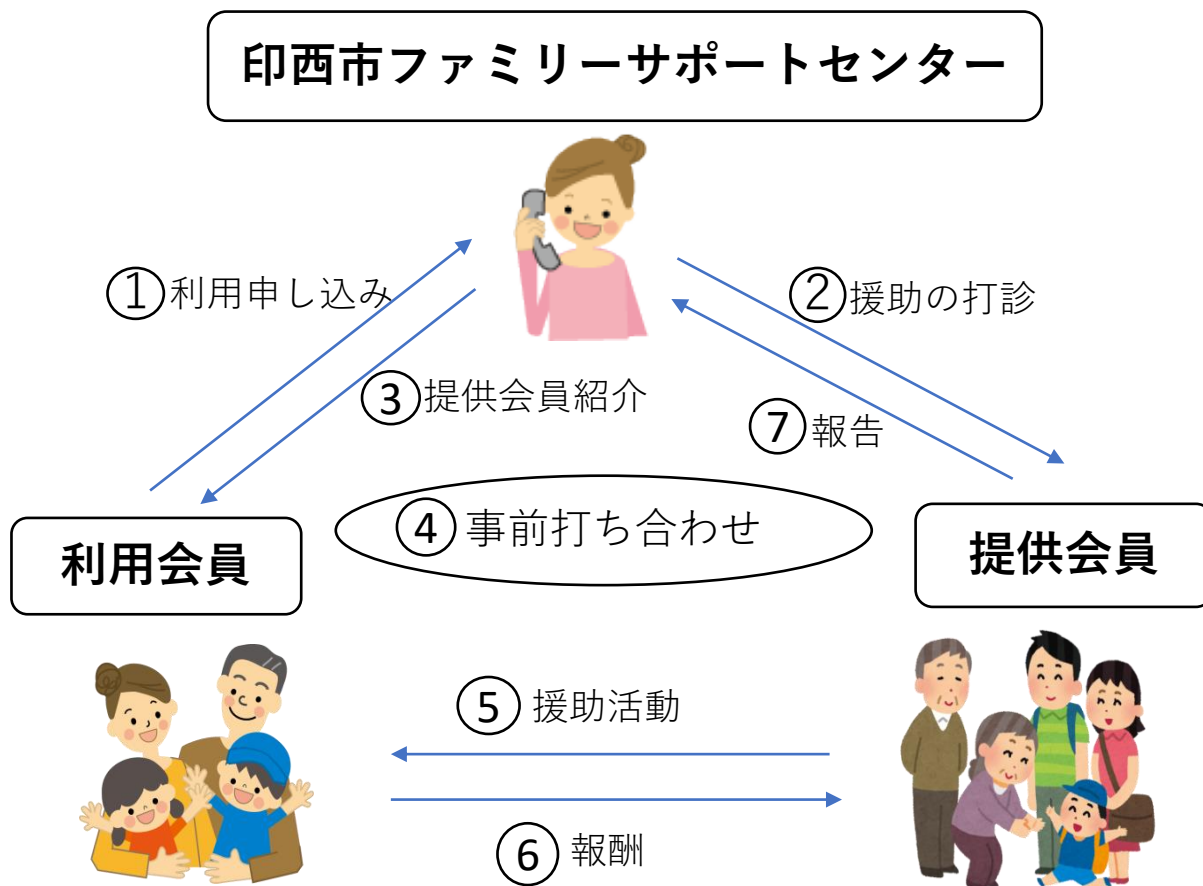
3. センター（アドバイザー）

援助活動が円滑に行われていくように、利用会員と提供会員をつなぐ役目を担います。



☆**相互援助活動**は、普通に地域で生活されている方が、ご自宅ですぐの間、ご近所のお子さんを見てくださるといふ、昔からあった「**ご近所さんの助け合い**」により成り立っています。利用する方、提供される方、お互いの協力と歩み寄りにより支えられています。

2. 援助活動の流れ



☆ 事前打ち合わせは、お子様を預かる場所で行います。

- ① 利用会員がセンターに連絡をします。
(援助希望日の1ヵ月～1週間前までに)
- ② センターから提供会員に打診します。
- ③ センターから利用会員に提供会員を紹介します。
- ④ 援助活動前にアドバイザーの仲介で提供会員と利用会員との事前打ち合わせをします。
(但し、同じ提供会員で2回目以降の依頼の場合は、事前打ち合わせを省略することができますが、センターには必ず連絡をしてください。)



☆**取り消し**をする場合は、**利用会員**から**提供会員**と**センター**に速やかに連絡してください。

- ⑤ 提供会員は、援助活動後、報告書に内容を記入し、利用会員とお互いに押印します。
- ⑥ 利用会員は、報酬を直接提供会員に支払います。
- ⑦ 提供会員は月毎に援助活動報告書をまとめセンターに提出します。(翌月5日迄)

3. 援助活動の主な内容

- ・ 保育園や幼稚園、小学校及び学童クラブの開始前や終了後に預かる
- ・ 保育園や幼稚園、小学校及び学童クラブと援助活動を行う場所との送迎をする
- ・ 保育園が休みの時、またはその他の事由がある場合において、臨時的に預かる（冠婚葬祭、買い物、習い事、通院など）
- ・ その他、利用会員の仕事と育児の両立のため必要な援助を行う

4. センターからのお願い

会員の義務

援助活動により知り得た他人の家族の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を洩らさないこと。

※政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わない

入会申込書について

入会申込書をセンターに提出する。

会員はセンターの実施する**研修**を受講すること。

*センターは入会の承認をしたとき会員として登録し、会員証を発行する。

5. 報酬等について

区 分	報 酬 の 額
月曜日から金曜日までの 午前6時から午後10時まで	1時間当たり700円 (1人につき)
土、日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間当たり900円 (1人につき)

☆兄弟同時送迎のみの場合、2人目の報酬は半額。

援助時間は最初の1時間までは1時間分の料金
1時間を超えたときは、30分毎に計算

(例) 送迎 20分の場合 700円
預かり 1時間30分の場合 1050円

—報酬以外の実費について—

- ・送迎時のガソリン代
提供会員が自宅を出て援助活動後自宅に戻るまでの距離
(グーグルマップにて計測) × 20円

(例) 自宅→保育園→利用会員宅→自宅 が2.4kmの場合
(合計の距離が小数点だった場合は切り上げ計算)
3km × 20円 = 60円

- ・食事提供とおやつに関して
(お子様にアレルギーがある場合は提供できません)
未就学児 … 食事 200円 おやつ100円
小学生以上 … 食事 300円 おやつ100円

- ・その他援助活動にかかった実費 (おむつなど)

☆ひとり親家庭の方が利用した場合、その費用の一部を助成します。
支給資格の手続きや所得による制限等がありますので、詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
☆ファミリーサポートセンター事業は幼児教育無償化の対象になっていません。

6. サポートセンターを利用する上での約束事

- ① 依頼受付・内容の変更は、必ずセンターに連絡をして下さい。
※時間外・月曜・日曜・祝日に急な依頼がある時、利用会員から提供会員に直接依頼することは可能ですが、利用会員は必ずセンターの留守番電話、もしくはLineに依頼内容を入れて下さい。
センターへの連絡をいただけない場合、傷害保険の対象になりません。
※やむを得ず活動時間を延長・短縮した場合は、センターに連絡して下さい。
- ② 援助活動中に何かあった場合は、提供会員から利用会員に連絡して下さい。
その後、センターに報告をお願いします。
- ③ 病中・病後児保育はできません。
※幼・保育園で預かれない状態では、提供会員も預かれません。
- ④ 1人の提供会員が援助できるお子様は、兄弟の場合に限り2名まで可能です。
子どもが3名以上になる場合は、複数名の提供会員で援助活動をしていただきます。
- ⑤ 入会申込書に記載されている事が変更になった場合は、必ずセンターに連絡してください。（住所・電話番号・仕事先など）

－ キャンセル料について －

事前打ち合わせ後の初回依頼日の取り消しは、理由の如何に関わらず**キャンセル料**が発生します。

但し、依頼が2回目以降の取り消しについては、**前日22時まで**に提供会員に伝われば、キャンセル料はかかりません。

22時から当日1時間前までは、1時間分の料金、申し出をせず利用しなかった場合は全額分のキャンセル料が発生します。

* 事前打ち合わせ時に、利用会員は提供会員に報酬1時間分の700円を預けます。
その際**預かり証**をお渡しし、初回援助活動の報酬と相殺します。
初回援助活動がキャンセルされた場合、この預かり金がキャンセル料となります。

7. 援助活動に係る補償・保険について

1. 「地域子育て支援事業補償保険」について

ファミリーサポートセンターの会員になると、援助活動中の事故に備え「地域子育て支援事業補償保険」に加入します。

*会員の保険料負担はありません。

「地域子育て支援事業補償保険」は、ファミリーサポートセンター事業において、提供会員が援助活動中に傷害を被った場合、第三者より賠償請求を受けた場合、および利用会員の子供が、サービスを受けている間に傷害を被った場合の補償を行うものです。

次の3種類により構成されています。

1. 依頼子供傷害保険
2. サービス提供会員傷害保険
3. 賠償責任保険

1) 依頼子ども傷害保険

利用会員のお子さんが、保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるため自宅と提供会員宅や保育所等への往復途上において事故により傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

2) サービス提供会員傷害保険

提供会員が、保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため、自宅と利用会員宅や保育施設等の往復途上（自宅との通常経路）において傷害を被った時に補償するものです。

3) 賠償責任保険

提供会員が援助活動中に法律上の賠償責任を負った場合の補償をするものです。

2. 「移動サービス専用自動車保険」について

ファミリーサポートセンターの提供会員として援助活動をしていただく中での自動車事故に備え、提供会員の自動車保険に優先して補償をするものです。

印西市の子育て関連窓口

事業名	担当課	
子育てコンシェルジュ	子育て支援課	☎0476-33-4640
子育てヘルプ	子育て支援課	
子育て短期支援	子育て支援課	
病児・病後児保育	保育課「おひさまルーム」	☎0476-33-4649
一時預かり保育	保育課	申し込みは各保育園へ



ファミリーサポートセンター Q&A

Q 子どもの塾の送迎を頼みたいです。援助の範囲はどこまでですか？

A 活動範囲は印西市内に限らせていただきます。

Q 3時間の預かりを依頼しましたが、早く迎えに行ける時、報酬はどうなりますか？

A お迎えに行ける時間の1時間前までに、提供会員さんに時間の変更が伝われば減額になります。

Q 提供会員さんに自宅に来てもらっての援助は可能ですか？

A ご自宅に大人の方がいる場合は可能ですが、お子様のみでは援助は行えません。

ファミリーサポートセンターの活動案内

研修会 全会員を対象に厚生労働省が提示している講習カリキュラムを、毎月1回開催しています。年間12講座で、全講座修了時には修了書を発行します。

サポーター会議 提供・両方会員を対象に毎月1回開催しています。「ちょこっと講座」や会員同士の情報交換、活動報告書の提出等を行います。

8. 印西市ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、印西市ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を千葉県印西市中央南一丁目四番地1に置く。

(目的)

第3条 センターは、印西市の区域内において育児の援助を行うことを希望するものと育児の援助を受けることを希望するものを会員として登録し、会員間の相互による育児の援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

(1) センターの会員（以下「会員」という。）の募集、登録その他会員組織に関する

こと。
援助活動の調整に関すること。

(2) 入会希望者及び会員が援助活動に必要な知識を習得するために行う研修会等の開催に関する

こと。
(1)会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関する

こと。
(2)関係機関との連絡調整に関する

こと。
(3)会報等の発行その他の広報に関する

こと。
(4)前各号に掲げる業務のほかセンターの目的の達成に必要な

(代表者)

第5条 センターに代表者を置く。

(2) 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー)

第6条 第4条各号に規定する事業の円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

(2) アドバイザーは次の業務を行う。

(1)センターの業務内容の周知及び啓発に関する

こと。
(2)会員の募集及び登録に関する

こと。
(3)会員の統括に関する

こと。
(4)会員の援助活動の調整に関する

こと。
(5)会員に対する研修会の実施並びに会員の交流会の開催に関する

こと。
(6)援助活動にかかる相談に関する

こと。
(7)サブリーダーの選任及び育成指導に関する

こと。
(8)他のセンターとの連絡調整に関する

こと。
(9)会員間のトラブルへの助言に関する

こと。
(10)センターの経理事務等の業務運営に関する

(3) アドバイザーは、援助活動の円滑な調整を図るため必要があると認められた時は、一定の地域を単位とする会員グループを設け、会員グループごとにその世話役としてサブリーダーを選任し、当該サブリーダーに当該会員グループ内の援助活動の調整を行わせることができる。

(会員)

- 第7条 会員は、センターの趣旨を理解し、かつ、次の各号の要件を満たす者であって、援助活動を行いたい者（以下「提供会員」という。）又は援助活動を受けたい者（以下「利用会員」という。）としてセンターの承認を受けた者とする。
- (1)市内に住所を有している事（利用会員にあっては、印西市内に勤務するものを含む。）。
 - (2)援助活動に関し、理解と熱意を有すること。
 - (3)提供会員にあっては、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
 - (4)利用会員にあっては、生後6か月から小学校6年生までの子ども（以下「児童」という。）を有し、同居している者であること。
- (2) 提供会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(会員の心得)

- 第8条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1)信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。
 - (2)援助活動により知り得た他人の家族の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を洩らさないこと。退会後においても、同義とする。
 - (3)政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。
 - (4)その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(入会等)

- 第9条 会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記第1号様式）を提出するとともにセンターの実施する研修等を受講しなければならない。
- (2) センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し、印西市ファミリーサポートセンター会員証（別記第2号様式）を発行する。
 - (3) 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、会員登録変更届（別記第3号様式）をセンターに届け出なければならない。

(補償保険)

- 第10条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリーサポートセンター補償保険に一括して加入するものとする。
- (2) 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。
 - (3) 会員は、援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(損害の賠償)

- 第11条 会員は、故意又は過失によりセンターに損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(会員登録抹消)

第12条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当した時は、会員登録を抹消することができる。

- (1) この会則に違反した時。
 - (2) 故意又は重大な過失によりセンターに損害を与えた時。
 - (3) 援助活動に必要な適性を欠くと認められるとき。
 - (4) その他会員としてふさわしくない非行があった場合。
- (2) センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、速やかにその理由を明示した会員登録抹消通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

(退会)

第13条 会員は、退会しようとするときは、退会届（別記第5号様式）をセンターに提出しなければならない。

- (2) 会員は、退会にあたり、印西市ファミリーサポートセンター会員証、その他センターが指定する書類等をセンターに返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第14条 提供会員による援助活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保育園、幼稚園、小学校及び学童クラブ等（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで児童を預かること。
 - (2) 保育施設等の終了時間後、児童を預かること。
 - (3) 保育施設等と援助活動を行う場所まで児童の送迎を行うこと。
 - (4) 保育施設等の休日その他の事由がある場合、臨時的に児童を預かること。
 - (5) 冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際、児童を預かること。
 - (6) 買い物等の外出の際、児童を預かること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事及び育児の両立のために必要な援助を行うこと。
- (2) 前項の援助活動は、提供会員の家庭において行うものとする。ただし、その他やむを得ないと認められる場合は、利用会員の家庭において行うことができる。
- (3) 児童の宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助時間)

第15条 提供会員による援助活動の時間（以下「援助時間」という。）は、午前6時から午後10までの時間帯において育児の援助が必要な時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、当該時間帯によらないことができる。

- (2) 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以後30分を単位とするものとする。

(援助活動の実施方法)

第16条 利用会員は援助活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブリーダー（以下「アドバイザー等」という。）に対し、その申し込みをするものとする。

- (2) 前項の援助の申し込みは、原則として援助活動を必要とする日の1か月前から1週間前までの間に行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (3) アドバイザー等は、前項の規定により会員から援助活動の申し込みを受けた時は、利用会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、提供会員との調整を行うものとする。
- (4) アドバイザー等は、前項の規定により援助活動の調整を行ったときは、援助依頼受付票（別記第6号様式）にその内容を記録するものとする。

- (5) アドバイザー等は、原則として援助活動開始前に利用会員及び提供会員との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について十分協議するものとする。
- (6) 提供会員が援助活動を実施したときは、援助活動の報告書（別記第7号様式）に援助活動の内容を記載し、利用会員の確認を受けなければならない。
- (7) 提供会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を、必要に応じてサブリーダーを経由し、翌月の5日までにアドバイザーに提出しなければならない。

（報酬等）

第17条 利用会員は提供会員に対し、別に定める基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

（連絡調整会議）

第18条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

- (2) 連絡調整会議は、アドバイザー及びサブリーダーをもって構成し、援助活動状況の報告、情報交換等を行う。

（交流会）

第19条 センターは会員相互の交流を図り、情報交換等を行うために交流会を開催するものとする。

（研修会等）

第20条 センターは、会員の援助活動に必要な知識及び技術の向上を図るため、研修会、講習会等を開催するものとする。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

一 印西市ファミリーサポートセンターの報酬等に関する基準 一

印西市ファミリーサポートセンター会則第17条の規定に基づく報酬等を次のように定める。

1 報酬

利用会員が提供会員に支払う報酬等の額の基準は次のとおりとする。

区分	報酬の額
月曜日から金曜日までの 午前6時から午後10時	1時間当たり700円 (1人につき)
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 及び12月28日から翌年の1月4日並び に上記の時間帯以外の時間	1時間当たり900円 (1人につき)

〈備考〉

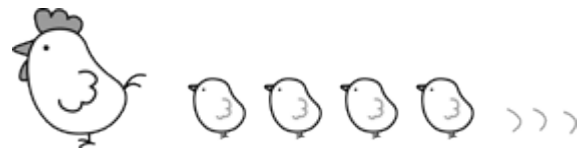
- 1) 援助時間が1時間を超えるときは、その超えた時間が30分未満の場合、上表に規定する1時間当たりの金額の半額とし、30分以上の場合は1時間当たりの金額とする。
- 2) 兄弟姉妹の同時送迎のみの場合、2人目の報酬額は半額とする。
- 3) 利用会員が援助の依頼を取り消す場合における報酬の基準は次のとおりとする。
 - ① 事前打ち合わせの実施開始までに申し出た時……無料
 - ② 事前打ち合わせを実施してから利用予定時刻の1時間前までの間に申し出た時……1時間分に相当する額
 - ③ 利用予定時刻の1時間前までに申し出をせず利用しなかった時……全額
 - ④ 事前打ち合わせを実施しない場合、次のとおりとする。
 - ア 利用予定日の前日までに申し出た時……無料
 - イ 利用予定時刻の1時間前までに申し出た時……1時間分に相当する額
 - ウ 利用予定時刻の1時間前までに申し出をせず利用しなかった時……全額

2 実費

利用会員は、援助活動に要した次の費用を提供会員に支払うものとする。

- ①子どもの送迎等に係る交通費
- ②提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

報酬及び実費は、その日の援助活動終了後速やかに支払うものとする。



印西市ファミリーサポートセンター
運営団体 NPO法人ワーカーズコープ

